

○北海道議会議員の資産等の公開に関する規程

(平成7年12月6日 議会告示第1号)
改正 (平成13年12月18日 議会告示第3号)
改正 (平成14年3月29日 議会告示第1号)
改正 (平成15年12月26日 議会告示第9号)
改正 (平成18年4月28日 議会告示第2号)
改正 (平成19年9月28日 議会告示第4号)
改正 (平成22年3月30日 議会告示第1号)
改正 (平成29年3月31日 議会告示第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例(平成7年北海道条例第37号。以下「条例」という。)の規定に基づき、議員の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等)

- 第2条 条例第2条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。
- 2 条例第2条第1項第5号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている株券に限るものとする。
 - 3 条例第2条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券及びその他の有価証券とする。
 - 4 条例第2条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の自動車とする。
 - 5 条例第2条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他の船舶とする。
 - 6 条例第2条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の航空機とする。
 - 7 条例第2条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の美術工芸品とする。
- 第3条 条例第2条第1項の資産等報告書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 条例第2条第2項の資産等補充報告書は、別記第2号様式によるものとする。

(所得等報告書)

- 第4条 条例第3条第1号イの議長が定める所得の金額は、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。
- 第5条 条例第3条の所得等報告書は、別記第3号様式によるものとする。
- 2 条例第3条の所得等報告書の提出は、確定申告書の写しにより行うことができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

- 第6条 条例第4条の報酬とは、金銭による給付をいう。
- 第7条 条例第4条の関連会社等報告書は、別記第4号様式によるものとする。

(期限の特例)

第8条 条例第2条第1項の資産等報告書、同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書及び条例第4条の関連会社等報告書（以下これらを「報告書」という。）の提出の期限が北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項に規定する北海道の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(報告書の訂正)

第9条 報告書を訂正しようとするときは、議員は、議長に別記第5号様式の訂正届を提出し、訂正の箇所に認印するとともに、訂正した者が、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、訂正により削除した文字は、読むことができるようにしておかなければならない。

(報告書の閲覧)

第10条 条例第5条第2項に規定する報告書の閲覧（以下「報告書の閲覧」という。）は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

- 2 報告書の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。
- 3 報告書の閲覧をする者は、当該報告書を前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。
- 4 報告書の閲覧をする者は、当該報告書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。
- 5 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、報告書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、報告書の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 条例附則第2項の資産等報告書については、第2条、第3条第1項及び第8条から第10条までの規定を準用する。

附 則（平成13年12月18日議会告示第3号）

この規程は、平成13年12月18日から施行する。

附 則（平成14年3月29日議会告示第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月26日議会告示第9号）

- 1 この規程は、平成15年12月26日から施行する。
- 2 この規程による改正後の北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の規定は、平成16年分以後の所得に係る所得等報告書について適用し、平成15年分以前の所得に係る所得等報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月28日議会告示第2号）

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日議会告示第4号）

この規程は、平成19年9月30日から施行する。ただし、別記第1号様式の4の事項及び別記第2号様式の4の事項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日議会告示第1号）

この規程は、平成22年3月30日から施行する。

附 則（平成23年3月29日議会告示第1号）

この規程は、平成23年3月29日から施行する。

附 則（平成29年3月31日議会告示第1号）

この規程は、平成29年3月31日から施行する。